

山梨県公報

第千九百三十六号

平成二十一年

四月二日

木曜日

目次

告示

道路の区域変更	二〇五
道路の供用開始	二〇五
収納代理金融機関の指定の廃止(二件)	二〇五
収納代理金融機関の指定	二〇五
公告	二〇六
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	二〇六
開発行為に関する工事の完了について	二〇六

告示

山梨県告示第百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年四月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区間	旧別の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
笛吹市芦川町中芦川字里道一六二〇番の一地先から 笛吹市芦川町中芦川字東原八六八番の一地	旧	九・〇	三六・〇
	新	二二・二	

先まで

新 九・〇

二二・〇

三〇・五

山梨県告示第百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年四月二十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	斐崎増富線	北杜市須玉町江草字横引一〇七〇一番の一地先から 北杜市須玉町江草字横引一〇六二六番の一地先まで	三八・〇	平成二十一年四月二日

山梨県告示第百三十一号

収納代理金融機関の指定(平成八年山梨県告示第三十三号)は、廃止する。

平成二十一年四月二日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第百三十二号

収納代理金融機関の指定(平成十三年山梨県告示第二百二十三号)は、廃止する。

平成二十一年四月二日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第百三十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十八条第四項の規定により、収納代理金融機関を次のとおり指定した。

平成二十一年四月二日

山梨県知事 横内正明

名 称	住 所	取扱事務の範囲	指 定 年 月 日
クレイン農業 協同組合	都留市田原二丁目 目一番三号	歳入金、れい入金 金及び雑部金（ 保証金を除く。）	平成二十一年四月一日

公 告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
 及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成二十一年四月二日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 笛吹市石和町四日市場字白山町一六九〇の一及び一七〇九並びに字大口町一七三二
 の一及び一七三二の九の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水 路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 山梨県韮崎市田野町上田井三千百三十九番地 株式会社内藤ハウス 代表取締役
 内藤 篤

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為
 に関する工事は、完了した。

平成二十一年四月二日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 北杜市大泉町西井出字石堂八二四〇の一の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 山梨県北杜市高根町清里三千五百四十五番地 財団法人キープ協会 理事長 加藤
 晃義